

○仙台市職員共済組合委託保養所等利用助成に関する事務取扱要領

(平成24年4月1日事務局長決裁)

第1 趣旨

仙台市職員共済組合保健事業に関する規程第2条に規定する委託保養所等利用助成事業については、この要領に定めるところにより取り扱うものとする。

第2 対象者

対象者は、仙台市職員共済組合員及び年度末年齢が4歳以上75歳未満に達するその被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者は除く。）とする。

第3 対象施設

対象施設は、仙台市職員共済組合が委託保養所として契約を締結した宿泊施設及び宿泊施設相互利用協定書に基づく全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会を構成する市町村職員共済組合・都市職員共済組合の宿泊施設とする。これらの施設を総称して委託保養所といい、一覧については毎年度仙台市職員共済組合ホームページ等に掲載する。

第4 助成内容

第2に定める者が、第3に定める委託保養所に宿泊する場合、宿泊費用のうち1泊につき2,000円を助成するものとする。

第5 助成券の交付

- 1 助成を希望する組合員は、事前に仙台市職員共済組合理事長へ申請書を提出し、自己または被扶養者の委託保養所宿泊料助成券（以下「助成券」という。）の交付を受けるものとする。
- 2 交付枚数は、組合員が年度内2枚まで、被扶養者が年度内1枚までとし、券面額（助成額）は2,000円とする。

第6 助成券の使用手続

- 1 助成券は「宿泊者氏名欄」に記載されている氏名の者のみ使用することができる。
- 2 助成券は1泊につき1枚使用することができる。
- 3 助成券にはあらかじめ「保養所名」と「宿泊年月日」を記入し宿泊チェックイン時に委託保養所へ提出しなければならない。

- 4 前項に規定する提出をするとき、対象者は、マイナポータルの資格情報画面を委託保養所に対し提示するなど、必ず本人であることの確認を受けなければならない。ただし、対象者がスマートフォンを持っていないなど、マイナポータルの資格情報画面の提示が困難な場合は、資格確認書、資格情報のお知らせ、資格情報通知書又はマイナポータルの資格情報画面をあらかじめダウンロードしたもののいずれかの提示により、確認を受けるものとする。(いずれかの提示がない場合は本人確認ができないので、助成券は使用できないこととする。)
- 5 助成額を下回る宿泊や宿泊費を支給される出張の宿泊には使用できない。
- 6 助成券は再発行できない。

第7 パレス松洲の利用手続

- 1 第1から第6までにかかわらず、組合員本人(任意継続組合員は除く)がパレス松洲に宿泊する場合、宿泊費用のうち1泊につき3,000円を助成するものとする。助成回数の制限は設けない。
- 2 助成を希望する組合員は、事前に仙台市職員共済組合理事長へ申請書を提出し、パレス松洲利用券(以下「利用券」という。)の交付を受けるものとする。
- 3 宿泊チェックイン時に利用券をパレス松洲に対し提出するとともに、マイナポータルの資格情報画面を提示するなど、必ず本人であることの確認を受けなければならない。ただし、組合員がスマートフォンを持っていないなど、マイナポータルの資格情報画面の提示が困難な場合は、資格確認書、資格情報のお知らせ、資格情報通知書又はマイナポータルの資格情報画面をあらかじめダウンロードしたもののいずれかの提示により確認を受けなければならない。 (いずれかの提示がない場合は本人確認ができないので、利用券は使用できないこととする。)
- 4 本利用券と助成券は併用することはできない。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要領中、第6第4項及び第7第3項に規定する組合員証等の提示による本人確認については、令和6年12月2日から令和7年12月1日までの期間において、当該組合員証等が有効である限りは、なお従前の例によりこれを行うことができる。